

社会福祉法人秋葉福祉会指定介護老人福祉 施設かんばらの里運営規程

平成17年	9月20日制定	平成18年	3月24日改正	平成19年	3月27日改正
平成22年	3月25日改正	平成26年	3月20日改正	平成27年	7月23日改正
平成28年	3月24日改正	平成29年	3月24日改正	令和元年	8月22日改正
令和3年	1月11日改正	令和4年	8月30日改正	令和5年	3月16日改正
令和6年	1月17日改正	令和6年	3月14日改正	令和6年	5月29日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホームかんばらの里（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。
- 3 事業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホームかんばらの里
- (2) 施設の所在地 新潟県新潟市秋葉区古田613番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上（嘱託）

- 入所者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2人以上
入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算方法で3以上
医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 常勤換算方法で4.2以上
入所者の入浴、排せつ、食事等の介護など入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上
入所者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
- (7) 栄養士 3人以上
入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 2人以上
入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を配置するものとする。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は124人とし、居室の数は次のとおりとする。

- (1) 多床室 32室
(2) 個室 5室

2 事業者は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(入所者に対する施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して施設サービスの提供を行うものとし、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。
- (2) 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、

入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- (3) 事業者は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (4) 事業者は、食事の提供に当たっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 施設サービスの利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）」に定められる額とし、施設において法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 1日 1,680円
- (2) 居住に要する費用 多床室 1日 915円
個室 1日 1,280円
- (3) 嗜好品代 1日 120円
- (4) 預り金、貴重品管理サービス料 1日 80円
- (5) 家電製品利用料 1日 100円
- (6) 買物・運転代行料（ガソリン代） 実費
- (7) インフルエンザ予防接種に係る費用 実費
- (8) 入所者希望による外食行事等参加費 実費
- (9) 入所者の希望によって提供する個別レクリエーション材料費 実費
- (10) 理美容代 実費
- (11) 施設サービスの提供に当たり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者が負担することが適當と認められるもの

3 1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入所者又はその家族に対して、文書により説明し、同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 入所者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
 - (2) 入所者は、施設に危険物を持ち込んではならない。
 - (3) 入所者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外泊（出）届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
 - (4) 入所者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入所者の心身の状況等により、入所者又はその家族からの申出により、管理者が責任をもって管理することができる。
- 2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

(緊急時等における対応)

第9条 施設は、施設サービスの提供中に入所者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ施設において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等入所者の安全に對して万全を期するものとする。
- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2 事業者は、感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講

するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った措置を記録するものとする。
- 4 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 事業者は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(職員の研修)

第17条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるところ研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
- (2) 繼続研修 年1回以上

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第18条 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者に関する市への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会指定（介護予防）短期入所 生活介護（空床型）かんばらの里運営規程

平成17年 9月20日制定	平成18年 3月24日改正	平成19年 3月27日改正
平成22年 3月25日改正	平成26年 3月20日改正	平成27年 7月23日改正
平成29年 3月24日改正	令和 元年 8月22日改正	令和 3年 3月18日改正
令和 3年11月11日改正	令和 4年 8月30日改正	令和 5年 3月16日改正
	令和 6年 3月14日改正	令和 6年 5月29日改正

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が開設する、特別養護老人ホームかんばらの里（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

（指定短期入所生活介護の運営の方針）

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第88号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針）

第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことに

より、利用者的心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- 4 前項のほか「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第92号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営)

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームかんばらの里
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区古田613番地1

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、特別養護老人ホームに勤務する職員の配置によるものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者的心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者的心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとな

らないよう配慮して行うものとする。

- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第10条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用 朝食430円、昼食750円、夕食500円

(2) 滞在に要する費用 多床室 1日 915円
従来型個室 1日 1,280円

(3) 嗜好品代 1日 120円

(4) 預り金、貴重品管理サービス料 1日 80円

(5) 家電製品持込み料 1日 100円

(6) 買物・運転代行料（ガソリン代） 実費

(7) 理美容代 実費

(8) 短期入所生活介護等の提供に当たって、利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品及び教養娯楽に係る費用 実費

(9) キャンセル料 1回 670円

利用予定日の前日までに連絡がなく、利用中止となった場合に徴収する。

ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は、徴収しない。

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- (3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする
(緊急時等における対応)

第13条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を実施適切に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行

うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第18条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第19条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(地域との連携)

第20条 事業者は、事業所の運営に当たって、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力をを行い、地域との交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第21条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるところ研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第22条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護画及び介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 2 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 社会福祉法人秋葉福祉会指定介護予防短期入所生活介護かんばらの里運営規定(平成18年3月24日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会
指定通所介護・介護予防通所介護相当サービス
かんばらの里運営規程

平成 17 年 9 月 20 日制定	平成 18 年 3 月 24 日改正	平成 19 年 3 月 27 日改正
平成 22 年 10 月 29 日改正	平成 26 年 3 月 20 日改正	平成 29 年 3 月 24 日改正
平成 29 年 6 月 15 日改正	平成 30 年 3 月 15 日改正	令和元年 8 月 22 日改正
令和 2 年 2 月 20 日改正	令和 3 年 3 月 18 日改正	令和 3 年 11 月 11 日改正
令和 4 年 8 月 30 日改正	令和 5 年 3 月 16 日改正	令和 6 年 3 月 14 日改正
		令和 7 年 3 月 10 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が運営するデイサービスセンターかんばらの里（以下「事業所」という。）において行われる指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定通所介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防・生活支援サービスを提供することを目的とする。

(指定通所介護の運営の方針)

第2条 事業所では、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 1 月 21 日新潟市条例第 88 号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの運営の方針)

第3条 事業所では、要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 前項のほか「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」の内容を遵守し、事業を実施する。

（指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービスの一体的運営）

第4条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスのサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターかんばらの里
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区古田616番地7

（職員の資格）

第6条 事業所に従事する者の資格は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員
社会福祉士、社会福祉主事（任用資格を含む。）、精神保健福祉士、介護支援専門員又は介護福祉士（要件を満たす場合）
- (2) 看護職員
看護師又は准看護師
- (3) 機能訓練指導員
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（要件を満たす場合）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第7条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人
職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(3) 看護職員 1人以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

(4) 介護職員 4人以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日は、日曜日及び元日を除く日とする。

(2) 営業時間は、午前7時00分から午後7時00分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(4) 延長時間は、午前7時00分から午前9時00分まで及び午後4時30分から午後7時00分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第9条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 1単位

(2) 利用定員 25人

(指定通所介護の内容)

第10条 事業所において行われる指定通所介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定通所介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1) 利用者の要介護状態の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所介護計画を作成するものとする。

(2) 通所介護計画に従って、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(3) 事業者は、自ら提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮するものとする。

- (5) 職員は指定通所介護の提供に当たって、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排せつ等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を利用者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応した指定通所介護が提供できる体制を整えるものとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容)

第11条 事業所において行われる指定介護予防通所介護相当サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (2) 主治医又は歯科医師やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、その状況を踏まえて、介護予防通所介護相当サービス計画に沿って、サービスの提供を行うものとする。
- (3) 利用者とのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
- (4) 事業者は、自ら提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (5) 介護技術の進歩にあわせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。
- (6) 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護相当サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定通所介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は前項に定める額のほか、次の各号に定める費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 朝食430円、昼食750円、夕食500円

- (2)嗜好品代 1日120円
- (3)利用者の希望によって提供する個別レクリエーション材料費 実費
- (4)指定通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの 実費
- (5)預かりサービス料 30分まで1,000円、それを超えるごとに30分につき1,000円
- (6)キャンセル料 1回 750円
利用日のサービス提供開始時間（サービス提供開始時間前の迎えの場合は自宅到着時）までに連絡がなく、利用中止となった場合に徴収する。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は、徴収しない。
- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、第2項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。
- 4 第2項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1)利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2)利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- (3)利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時等における対応)

第15条 職員は、指定通所介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第20条 事業者は、提供した指定通所介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第21条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(職員の研修)

第22条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
- (2) 繼続研修 年に1回以上実施

- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第23条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人秋葉福祉会指定介護予防通所介護老人デイサービスセンターかんばらの里運営規程（平成18年3月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会身体障害者 デイサービスかんばらの里運営規程

平成 18 年 4 月 1 日制定	平成 19 年 3 月 27 日改正	平成 25 年 3 月 21 日改正
平成 29 年 6 月 15 日改正	令和元年 8 月 22 日改正	令和 2 年 12 月 17 日改正
令和 3 年 3 月 18 日改正	令和 3 年 11 月 11 日改正	令和 4 年 8 月 30 日改正
令和 5 年 3 月 16 日改正	令和 6 年 1 月 17 日改正	令和 6 年 3 月 14 日改正
	令和 6 年 8 月 21 日改正	令和 7 年 3 月 10 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会が設置するデイサービスセンターかんばらの里（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく共生型生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共生型生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創意的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて共生型生活介護計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定共生型生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共生型生活介護を提供する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 前 2 項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 80 号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターかんばらの里
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区吉田 616 番地 7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人

職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

(3) 看護職員 1人以上

利用者の健康チェック及び健康管理並びに口腔機能改善管理指導等の業務を行う。

(4) 介護職員 4人以上

利用者の送迎、養護、入浴介護、食事介護、機能訓練の補助、レクリエーション等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日及び元日を除く日とする。

(2) 営業時間 午前7時00分から午後7時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、25人とする。

(指定共生型生活介護の内容)

第7条 事業所で行う指定共生型生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 共生型生活介護計画の作成

(2) 入浴の介護

(3) 排せつの介護

(4) 食事の介護

(5) その他日常生活上必要な支援

(6) 創作的活動の機会の提供

(7) 健康管理

(8) 食事の提供

(9) 送迎サービス

(10) 相談及び助言等

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第8条 指定共生型生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共生型生活介護に係る利用者負担額（基準条例第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定共生型生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共生型生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項の支払いを受けるほか、指定共生型生活介護において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用 昼食 1食 750円（うち食材料費450円）
- (2) 創作活動に係る材料費 実費
- (3) 入浴に係る光熱水費 1回 400円
- (4) 嗜好品代 1日 120円
- (5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの 実費
- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、原則として新潟市秋葉区全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 サービスの利用に当たり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用に当たっては、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (2) 事業所の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は、利用を断る場合があること。
- (3) 有害、危険又は施設運営に支障のきたす恐れのある物品については、持ち込んではならない。特殊な物品についてはその都度管理者の許可を求め、承認を受けるものとする。
- (4) サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (5) サービスの利用に当たり、持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載し、所持金その他貴重品は自己管理を原則とする。

（緊急時における対応方法）

第11条 職員は、現に指定共生型生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

（非常災害対策）

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所において指定共生型生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のに関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第15条 提供した指定共生型生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、職員の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
 - (2) 繙続研修 年1回以上
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 5 利用者に対する指定共生型生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共生型生活介護を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会 居宅介護支援かんばらの里運営規程

平成 18 年 3 月 24 日制定	平成 19 年 3 月 27 日改正
平成 24 年 3 月 26 日改正	平成 26 年 3 月 20 日改正
平成 29 年 3 月 24 日改正	令和 3 年 11 月 11 日改正
	令和 6 年 12 月 4 日改正
	令和 7 年 12 月 23 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が運営するケアプランセンターかんばら（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 4 事業所を他の事業から独立して位置付け、人事・会計・物品等の管理を行う。
- 5 前項のほか、「新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成 27 年 3 月 20 日新潟市条例第 3 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプランセンターかんばら
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区古田 613 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に所属する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1 人以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月31日から1月3日）を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

（居宅介護支援の内容）

第6条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居宅介護支援の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。
- (2) 利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。また、当該指定居宅介護支援業所において前6月間に作成した居宅サービス計画のうち訪問介護等が占める割合や同一の指定居宅サービス事業者等が占める割合等について説明し、利用者から署名を得ることとする。
- (3) 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
- (4) 使用する課題分析方式はインタークエスチョン方式とし、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。なお、作成にあたっては、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることを説明し、利用者から署名を得ることとする。
- (5) 居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求ることとし、その開催場所は原則として事業所の会議室で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業所の事務室等を用いる。また、当該利用者等の同意を得た場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- (6) 前号により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。
- (7) モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。
- (8) 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第20号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者の自己負担はないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第12条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 事前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を誓約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(職員の研修)

第14条 事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第15条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 居宅サービス計画
 - (3) アセスメントの結果記録
 - (4) サービス担当者会議等の記録
 - (5) モニタリングの結果記録
 - (6) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (7) 苦情の内容等に関する記録
 - (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

2 社会福祉法人秋葉福祉会居宅介護支援はさぎの里運営規程（平成18年3月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年12月1日より適用する。

社会福祉法人秋葉福祉会指定介護老人福祉 施設はさぎの里運営規程

平成 17年	9月 20日	制定	平成 18年	3月 24日	改正	平成 19年	3月 27日	改正
平成 22年	3月 25日	改正	平成 26年	3月 20日	改正	平成 27年	7月 23日	改正
平成 28年	3月 24日	改正	平成 29年	3月 24日	改正	令和 元年	8月 22日	改正
令和 3年	1月 11日	改正	令和 4年	8月 30日	改正	令和 4年	1月 24日	改正
令和 5年	3月 16日	改正	令和 6年	3月 14日	改正	令和 6年	5月 29日	改正
			令和 6年	1月 2月	4日	令和 7年	8月 28日	改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホームはさぎの里（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

3 事業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

4 事業者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

(1) 施設の名称 特別養護老人ホームはさぎの里

(2) 施設の所在地 新潟県新潟市秋葉区七日町2186番地9

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人以上 (嘱託)
入所者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上
入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算方法で3以上
医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 常勤換算方法で30以上
入所者の入浴、排せつ、食事等の介護など入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上
入所者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
- (7) 栄養士 2人以上
入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上
入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を配置するものとする。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は79人とし、居室の数は次のとおりとする。

- (1) 多床室 19室
(2) 個室 11室

2 事業者は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(入所者に対する施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して施設サービスの提供を行うものとし、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

- (2) 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (3) 事業者は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その様様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (4) 事業者は、食事の提供に当たっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 施設サービスの利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第21号)」に定められる額とし、施設において法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。

- | | | | |
|---|-----------|----------|----------------|
| (1) 食事の提供に要する費用 | 1日 | 1,600円 | |
| (2) 居住に要する費用 | 多床室
個室 | 1日
1日 | 915円
1,280円 |
| (3) 預り金、貴重品管理サービス料 | 1日 | 80円 | |
| (4) 家電製品利用料 | 1日 | 100円 | |
| (5) 嗜好品代 | 1日 | 120円 | |
| (6) 買物・運転代行料(ガソリン代) | | 実費 | |
| (7) インフルエンザ予防接種に係る費用 | | 実費 | |
| (8) 入所者希望による外食行事等参加費 | | 実費 | |
| (9) 入所者の希望によって提供する個別レクリエーション材料費 | | 実費 | |
| (10) 理美容代 | 実費 | | |
| (11) 施設サービスの提供に当たり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者が負担することが適當と認められるもの | | | |

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入所者又はその家族に対して、文書により説明し、同意を得るものとする。

のとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 入所者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 入所者は、施設に危険物を持ち込んではならない。
- (3) 入所者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外泊（出）届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (4) 入所者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入所者的心身の状況等により、入所者又はその家族からの申出により、管理者が責任をもって管理することができる。

2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

(緊急時等における対応)

第9条 施設は、施設サービスの提供中に入所者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ施設において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等入所者の安全に對して万全を期するものとする。
- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理についても、適正な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った措置を記録するものとする。
- 4 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に入所者及びその家族の個人情報等の秘密

事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 事業者は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(職員の研修)

第17条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
- (2) 継続研修 年1回以上

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第18条 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者に関する市への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会指定（介護予防） 短期入所生活介護はさぎの里運営規程

平成17年	9月20日制定	平成18年	3月24日改正	平成19年	3月27日改正
平成22年	3月25日改正	平成24年	12月14日改正	平成26年	3月20日改正
平成27年	7月23日改正	平成29年	3月24日改正	令和元年	8月22日改正
令和3年	3月18日改正	令和3年	11月11日改正	令和4年	8月30日改正
令和4年	11月24日改正	令和5年	3月16日改正	令和6年	3月14日改正
令和6年	5月29日改正	令和6年	12月4日改正	令和7年	8月28日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が開設する、特別養護老人ホームはさぎの里（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者的心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者的心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第88号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- 4 前項のほか「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第92号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームはさぎの里
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区七日町2186番地9

（利用定員）

第6条 本事業所の利用定員は、11人とする。

- 2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1人

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 1人

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 看護職員 1人以上

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管

理等の業務を行う。

(5) 介護職員 常勤換算方法で4以上

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 栄養士 1人以上

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を配置するものとする。

3 空床型については、第1項の定めにかかわらず特別養護老人ホームに勤務する職員の配置によるものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

(2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。

(4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者的心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者的心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第10条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けること

ができる。

(1) 食事の提供に要する費用	朝食400円、昼食640円、夕食560円
(2) 滞在に要する費用	多床室 1日 915円 従来型個室 1日 1,280円
(3) 嗜好品代	1日 120円
(4) 預り金、貴重品管理サービス料	1日 80円
(5) 家電製品持込み料	1日 100円
(6) 買物・運転代行料（ガソリン代）	実費
(7) 理美容代	実費
(8) 短期入所生活介護等の提供に当たって、利用者の希望によって提供する日常生活中に必要な身の回り品及び教養娯楽に係る費用	実費
(9) キャンセル料	1回 670円

利用予定日の前日までに連絡がなく、利用中止となつた場合に徴収する。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は、徴収しない。

- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たつては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

（サービス利用にあたつての留意事項）

第12条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行つてはならない。
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- (3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

- 2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなつた場合、管理者は、善良な注意義務をもつて保管するものとする（緊急時等における対応）

第13条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずる

ものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を実施適切に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第18条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な

- 措置を講ずるものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密の保持）

第19条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

（地域との連携）

第20条 事業者は、事業所の運営に当たって、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力をを行い、地域との交流に努めるものとする。

（職員の研修）

第21条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるところ研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
(2) 繼続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

（記録の整備）

第22条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護画及び介護予防短期入所生活介護計画
(2) 提供した具体的サービス内容等の記録
(3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
(5) 苦情の内容等に関する記録
(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人秋葉福祉会介護予防短期入所生活介護はさぎの里運営規程（平成18年3月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会身体障害者 短期入所事業はさぎの里運営規程

平成 18 年 3 月 24 日制定	平成 19 年 3 月 27 日改正	平成 20 年 9 月 26 日改正
平成 22 年 3 月 25 日改正	平成 24 年 12 月 14 日改正	平成 25 年 3 月 21 日改正
平成 29 年 6 月 15 日改正	平成 29 年 9 月 14 日改正	平成 29 年 12 月 7 日改正
令和元年 8 月 22 日改正	令和 3 年 11 月 11 日改正	令和 4 年 8 月 30 日改正
令和 5 年 3 月 16 日改正	令和 6 年 12 月 4 日改正	令和 7 年 8 月 28 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会が設置する特別養護老人ホームはさぎの里（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく指定短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 前項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 80 号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームはさぎの里
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区七日町 2186 番地 9

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（園長） 1 人（本体施設と兼務）

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 嘴託医師 1 人（本体施設と兼務）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 看護師または准看護師 1 人（本体施設と兼務）

医師の指示を受け、利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(4) 介護職員 7人 (本体施設と兼務)

利用者の送迎、養護、食事介護、入浴介護、排泄介護、機能訓練の補助、レクリエーション等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人 (本体施設と兼務)

利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 生活相談員 1人 (本体施設と兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

(7) 管理栄養士 1人 (本体施設と兼務)

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

(8) 調理師 委託 (本体施設と兼務)

利用者の心身の状態に応じた食事の提供を行う。

(9) 事務職員 1人 (本体施設と兼務)

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は11人とする。

(サービスの内容)

第6条 事業所で行う指定短期入所のサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴の介護又は清拭

(2) 排せつの介護

(3) 食事の介護

(4) その他必要な介護

(5) 健康管理

(6) 送迎サービス 利用者の居宅と事業所との間の送迎

(7) 相談及び助言

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等（法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から当該指定短期入所に係る利用者負担額（基準条例第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、指定短期入所において提供する便宜に要

する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

ア 朝食 1食400円 (うち食材料費200円)

イ 昼食 1食640円 (" 300円)

ウ 夕食 1食560円 (" 270円)

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみ徴収する。

(2) 光熱水費 1日 500円

(3) 日用品費 実費

(4) 嗜好品代 1日 120円

(5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの 実費

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 サービスの利用に当たり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

(1) 利用に当たっては、事業所の指示に従わなければならない。

(2) 事業所の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合がある。

(3) 有害、危険又は施設運営に支障のきたす恐れのある物品については、持ち込んではならない。特殊な物品についてはその都度管理者の許可を求め、承認を受けるものとする。

(4) サービスの利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合がある。

(5) サービスの利用に当たり、持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載し、所持金その他貴重品は自己管理を原則とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第10条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第11条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第13条 提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 職員の資質の向上のために研修の機会を設けるとともに、職員の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 繙続研修 年1回以上
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会
指定通所介護・介護予防通所介護相当サービス
はさぎの里運営規程

平成17年	9月20日制定	平成18年	3月24日改正	平成19年	3月27日改正
平成22年	3月25日改正	平成24年	12月14日改正	平成25年	3月21日改正
平成25年	7月19日改正	平成26年	3月20日改正	平成27年	7月23日改正
平成28年	3月24日改正	平成29年	3月24日改正	平成29年	6月15日改正
平成30年	3月15日改正	平成30年	11月22日改正	平成31年	3月19日改正
令和元年	8月22日改正	令和3年	3月18日改正	令和3年	11月11日改正
令和4年	8月30日改正	令和5年	3月16日改正	令和6年	3月14日改正
		令和6年	12月4日改正	令和7年	6月11日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が運営するデイサービスセンターはさぎの里（以下「事業所」という。）において行われる指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定通所介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防・生活支援サービスを提供することを目的とする。

(指定通所介護の運営の方針)

第2条 事業所では、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第88号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの運営の方針)

第3条 事業所では、要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 前項のほか「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」の内容を遵守し、事業を実施する。

（指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービスの一体的運営）

第4条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスのサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターはさぎの里
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区七日町2186番地9

（職員の資格）

第6条 事業所に従事する者の資格は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員
社会福祉士、社会福祉主事（任用資格を含む。）、精神保健福祉士、介護支援専門員又は介護福祉士（要件を満たす場合）
- (2) 看護職員
看護師又は准看護師
- (3) 機能訓練指導員
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（要件を満たす場合）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第7条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人
職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(3) 看護職員 1人以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

(4) 介護職員 6人以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日は、日曜日及び元日を除く日とする。

(2) 営業時間は、午前7時00分から午後8時00分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(4) 延長時間は、午前7時00分から午前9時00分まで及び午後5時00分から午後8時00分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第9条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 1単位

(2) 利用定員 40人

(指定通所介護の内容)

第10条 事業所において行われる指定通所介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定通所介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1) 利用者の要介護状態の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所介護計画を作成するものとする。

(2) 通所介護計画に従って、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(3) 事業者は、自ら提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮するものとする。

- (5) 職員は指定通所介護の提供に当たって、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排せつ等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を利用者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応した指定通所介護が提供できる体制を整えるものとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容)

第11条 事業所において行われる指定介護予防通所介護相当サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (2) 主治医又は歯科医師やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、その状況を踏まえて、介護予防通所介護相当サービス計画に沿って、サービスの提供を行うものとする。
- (3) 利用者とのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
- (4) 事業者は、自ら提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (5) 介護技術の進歩にあわせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。
- (6) 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護相当サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定通所介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は前項に定める額のほか、次の各号に定める費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 朝食400円、昼食640円、夕食560円

- (2)嗜好品代 1日120円
- (3)利用者の希望によって提供する個別レクリエーション材料費 実費
- (4)指定通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの 実費
- (5)預かりサービス料 30分まで1,000円、それを超えるごとに30分につき1,000円
- (6)キャンセル料 1回 670円
利用日のサービス提供開始時間（サービス提供開始時間前の迎えの場合は自宅到着時）までに連絡がなく、利用中止となった場合に徴収する。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は、徴収しない。
- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、第2項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。
- 4 第2項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1)利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2)利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- (3)利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時等における対応)

第15条 職員は、指定通所介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第20条 事業者は、提供した指定通所介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第21条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(職員の研修)

第22条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
- (2) 繼続研修 年に1回以上実施

- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第23条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人秋葉福祉会介護予防通所介護はさぎの里運営規程（平成18年3月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成31年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

社会福祉法人秋葉福祉会身体障害者

デイサービスはさぎの里運営規程

平成 18 年 4 月 1 日制定	平成 19 年 3 月 27 日改正	平成 22 年 3 月 25 日改正
平成 24 年 12 月 21 日改正	平成 25 年 3 月 21 日改正	平成 25 年 7 月 19 日改正
平成 26 年 3 月 20 日改正	平成 29 年 6 月 15 日改正	令和元年 8 月 22 日改正
令和 2 年 12 月 17 日改正	令和 3 年 3 月 18 日改正	令和 4 年 8 月 30 日改正
令和 5 年 3 月 16 日改正	令和 6 年 3 月 14 日改正	令和 6 年 12 月 4 日改正
		令和 7 年 6 月 11 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会が設置するデイサービスセンターはさぎの里（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく共生型生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共生型生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作品の活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて共生型生活介護計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定共生型生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共生型生活介護を提供する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 前 2 項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 80 号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターはさぎの里
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区七日町 2186 番地 9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人

職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うことともに、職員に

対し関係法令等を遵守するために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

(3) 看護職員 1人以上

利用者の健康チェック及び健康管理並びに口腔機能改善管理指導等の業務を行う。

(4) 介護職員 6人以上

利用者の送迎、養護、入浴介護、食事介護、機能訓練の補助、レクリエーション等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日及び元日を除く日とする。

(2) 営業時間 午前7時00分から午後8時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、40人とする。

(指定共生型生活介護の内容)

第7条 事業所で行う指定共生型生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 共生型生活介護計画の作成

(2) 入浴の介護

(3) 排せつの介護

(4) 食事の介護

(5) その他日常生活上必要な支援

(6) 創作的活動の機会の提供

(7) 健康管理

(8) 食事の提供

(9) 送迎サービス

(10) 相談及び助言等

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第8条 指定共生型生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共生型生活介護に係る利用者負担額（基準条例第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共生型生活介護を提供した際は、支給決定障害

者から当該指定共生型生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受けるほか、指定共生型生活介護において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

- | | |
|---|----------------------------|
| (1) 食事の提供に要する費用 | 昼食 1食 640円
(うち食材料費300円) |
| (2) 創作活動に係る材料費 | 実費 |
| (3) 入浴に係る光熱水費 | 1回 400円 |
| (4) 嗜好品代 | 1日 120円 |
| (5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの | 実費 |
- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、原則として新潟秋葉区全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用に当たっては、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (2) 事業所の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は、利用を断る場合があること。
- (3) 有害、危険又は施設運営に支障のきたす恐れのある物品については、持ち込んではならない。特殊な物品についてはその都度管理者の許可を求め、承認を受けるものとする。
- (4) サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (5) サービスの利用に当たり、持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載し、所持金その他貴重品は自己管理を原則とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、現に指定共生型生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所において指定共生型生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のに関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第15条 提供した指定共生型生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、職員の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 5 利用者に対する指定共生型生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共生型生活介護を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

**社会福祉法人秋葉福祉会
指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス
はさぎの里運営規程**

平成 12 年 3 月 28 日制定	平成 14 年 9 月 26 日改正	平成 15 年 3 月 20 日改正
平成 17 年 3 月 15 日改正	平成 18 年 3 月 24 日改正	平成 19 年 3 月 27 日改正
平成 19 年 7 月 26 日改正	平成 26 年 3 月 20 日改正	平成 29 年 3 月 24 日改正
平成 29 年 6 月 15 日改正	平成 30 年 3 月 15 日改正	令和 3 年 3 月 18 日改正 令和 3 年 11 月 11 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が運営するヘルパーステーションはさぎの里（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービス（以下「指定訪問介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防・生活支援サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般に渡る援助を行う。

- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第88号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの運営の方針)

第3条 要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）の心身機能の改善、環境調整等を通じて、要支援者等の自立を支援し、生活の向上に資するサービスの提供を行い、要支援者等の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者等の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービスを実施するにあたり、要支援者等の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者

(地域包括支援センター)へ報告することとする。

3 指定介護予防訪問介護相当サービスの実施に当たっては、要支援者等の心身の機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努める。

4 前項のほか「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 名称 ヘルパーステーションはさぎの里

(2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区七日町2186番地9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所における訪問介護員等、その他の職員の管理、指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1人以上

指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 常勤換算方法で、2.5以上

指定訪問介護等の提供を行う。なお、訪問介護員等は、介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者等とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日は通年とする。

(2) 営業時間は午前7時30分から午後8時30分までとする。

(3) ただし、上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には次の各号に定めるとおりである。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容は、「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に規定する内容とし、具体的には次の各号に定めるとおりである。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、算定基準及び実施要綱に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

2 訪問予定時間の30分前までに連絡なく利用中止となった場合は、キャンセル料として1回300円徴収する。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第10条 指定訪問介護等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護等の提供を行う際には、利用者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。

3 指定訪問介護等の提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時等における対応)

第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(職員の研修)

第16条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
- (2) 繼続研修 年に1回以上実施

- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第17条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

- (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人秋葉福祉会指定介護予防訪問介護運営規程（平成18年3月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会 指定訪問型基準緩和サービスはさぎの里運営規程

平成 29 年 3 月 24 日制定
令和 3 年 3 月 18 日改正
令和 3 年 11 月 11 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が運営するヘルパーステーションはさぎの里（以下「事業所」という。）が行う指定訪問型基準緩和サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問型基準緩和サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう介護予防・生活支援サービスを提供することを目的とする。

（指定訪問型基準緩和サービスの運営の方針）

第2条 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定訪問型基準緩和サービスを実施するにあたり、介護予防サービス計画の記載内容のみでは適切なサービスの提供が困難である場合においては、利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、個々のサービスの目標、内容、実施期間等を定めた個別計画を作成することとする。
- 3 サービスの提供状況等の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）へ報告することとする。
- 4 指定訪問型基準緩和サービスの実施に当たっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、効率性・柔軟性を考慮した上で、自立支援の観点から、利用者ができることは利用者自ら行うことを基本としたサービス提供に努めるとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。
- 5 前項のほか「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションはさぎの里
- (2) 所在地 新潟市秋葉区七日町2186番地9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人
事業所における従事者等及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 従事者 必要数
指定訪問型基準緩和サービスの提供を行う。なお、従事者は介護福祉士、旧訪問介護員養成研修3級課程以上又は市が実施若しくは指定する研修の修了者とする。
- (3) 訪問事業責任者 従事者のうち1人以上
指定訪問型基準緩和サービスの利用申し込みに係る調整、従事者に対する技術指導、訪問型基準緩和サービス計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日は通年とする。
- (2) 営業時間は前7時30分から午後8時30分までとする。
- (3) ただし、上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定訪問型基準緩和サービスの内容)

第6条 指定訪問型基準緩和サービスの内容は、「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に規定する内容とし、具体的には、身体介護を伴わない、調理、掃除、買い物代行等の生活援助を行うこととする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、実施要綱に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 訪問予定時間の30分前までに連絡なく利用中止となった場合は、キャンセル料として1回300円徴収する。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 指定訪問型基準緩和サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問型基準緩和サービスの提供を行う際には、利用者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3 指定訪問型基準緩和サービスの提供を行う従事者は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 職員は、指定訪問型基準緩和サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

- 2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - （3）虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
 - （4）前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第12条 事業者は、利用者に対する指定訪問型基準緩和サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問型基準緩和サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第13条 事業者は、提供した指定訪問型基準緩和サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置する等、必要

な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

第14条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

（職員の研修）

第15条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
- (2) 繼続研修 年に1回以上実施

（記録の整備）

第16条 事業者は、利用者に対する指定訪問型基準緩和サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 訪問型基準緩和サービス計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会指定居宅介護 ヘルパーステーションはさぎの里運営規程

平成 29 年 3 月 24 日制定
令和 3 年 11 月 11 日改正
令和 4 年 11 月 24 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会が設置するヘルパーステーションはさぎの里（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者又は家族の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は家族の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 前項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 80 号。以下「基準条例」という。）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ヘルパーステーションはさぎの里

(2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区七日町 2186 番地 9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1 人以上

居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説

明するとともに、当該居宅介護計画を交付するほか、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整及び職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員 常勤換算で2.5人以上

居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通年とする。

(2) 営業時間 午前7時30分から午後8時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護

- ① 食事の介護
- ② 排せつの介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 通院等介助（身体介護を伴う場合）
- ⑥ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助等

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事

(4) 生活等に関する相談及び助言

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等（法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額（基準条例第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護等を提供した場合は、それに要した交通費の実費を支給決定障害者等から徴収する。
- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第10条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知する。

(苦情解決)

第12条 提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、職員の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその

家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

社会福祉法人秋葉福祉会 居宅介護支援はさぎの里運営規程

平成 27 年 12 月 3 日制定
令和 3 年 11 月 11 日改正
令和 6 年 12 月 4 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が運営するケアプランセンターはさぎ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者的心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者的心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 4 事業所を他の事業から独立して位置付け、人事・会計・物品等の管理を行う。
- 5 前項のほか、「新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成 27 年 3 月 20 日新潟市条例第 3 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプランセンターはさぎ
- (2) 所在地 新潟市秋葉区七日町 2186 番地 9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1 人以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居宅介護支援の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。
- (2) 利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。また、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画のうち訪問介護等が占める割合や同一の指定居宅サービス事業者等が占める割合等について説明し、利用者から署名を得ることとする。
- (3) 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
- (4) 使用する課題分析方式はインターライ方式とし、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。なお、作成にあたっては、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることを説明し、利用者から署名を得ることとする。
- (5) 居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めるることとし、その開催場所は原則として事業所の会議室で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業所の事務室等を用いる。また、当該利用者等の同意を得た場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (6) 前号により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対し

て説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。

(7) モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

(8) 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第20号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者の自己負担はないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新潟市秋葉区とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第12条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があつた場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあつた場合は、改善内容を報告する。

- 5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(秘密保持)

第13条 職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を誓約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(職員の研修)

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
- (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第15条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 居宅サービス計画
- (3) アセスメントの結果記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリングの結果記録
- (6) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (7) 苦情の内容等に関する記録
- (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年1月1日より適用する。

社会福祉法人秋葉福祉会指定地域密着型介護老人

福祉施設入所者生活介護こうめの里運営規程

平成21年 7月24日制定	平成27年 3月23日改正	平成28年 5月26日改正
平成29年 3月24日改正	平成29年 6月15日改正	平成29年 9月14日改正
令和元年 8月22日改正	令和3年1月11日改正	令和4年 8月30日改正
令和4年1月24日改正	令和5年 3月16日改正	令和6年 3月14日改正
	令和6年 5月29日改正	令和6年12月 4日改正

(事業の目的)

- 第1条** 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホームこうめの里（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入居者」という。）に対し、介護保険法に基づく適正な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下「地域密着型施設サービス」という。）を提供することを目的とする。
- 2 この規程は、老人福祉法の規定に基づき、社会福祉法人秋葉福祉会が設置する特別養護老人ホームこうめの里の事業の運営等について準用する。この場合、規程における「管理者」は「施設長」と読み替えるものとする。

(運営の方針)

- 第2条** 事業者は、入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 事業者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。
- 3 前項のほか、「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第89号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

- 第3条** 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

(サテライト型)

- 1 名 称 特別養護老人ホームこうめの里
2 所在地 新潟県新潟市秋葉区小屋場335番地1

(本体施設)

- 1 名 称 特別養護老人ホームかんばらの里
2 所在地 新潟県新潟市秋葉区古田613番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)の事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

※ サテライト型施設(当該施設を設置しようとする者により設備される当該施設以外の指定介護老人福祉施設であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)にあっては、本体施設と兼務もあるものとする。

(2) 医師 1人以上

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

※ サテライト型施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入居者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとする。

(3) 生活相談員 1人以上

※ サテライト型施設にあっては、非常勤もあることとする。

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

※ サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。

(4) 看護職員 2人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 10人以上(ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1人)

入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

※ サテライト施設にあっては、本体施設と兼務もあることとする。

(7) 栄養士 1人以上

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところ

による衛生管理等を行う。

※ サテライト型施設にあっては、本体施設と兼務もあることとする。

(8) 介護支援専門員 1人以上

入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な地域密着型施設サービスが提供されるよう地域密着型施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

※ サテライト施設にあっては、本体施設と兼務もあることとする。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を配置するものとする。

(入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第5条 施設の入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

(1) 入居定員 29人

(2) ユニットの数 3ユニット

(3) ユニットごとの入居定員 9人（1ユニット）または
10人（2ユニット）

2 事業者はユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域密着型施設サービスの内容)

第6条 地域密着型施設サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、食事の提供、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービス提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

(2) 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

(3) 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

(4) 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

(5) 職員は、入居者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (6) 事業者は、食事の提供に当たっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めるものとする。
- (7) 事業者は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(地域密着型施設サービス計画)

第7条 施設の介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者及びその家族に面接するなど適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 施設の介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期等を記載した、地域密着型施設サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議の開催その他専門的な見地から意見を求めた上で、入居者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとする。また、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該計画を入居者に交付するものとする。
- 4 施設の介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとし、サービス計画の変更に当たっては、第1項から第3項の規定を準用するものとする。

(利用料及びその他の費用)

第8条 地域密着型施設サービスの利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告第126号）」に定められる基準の額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供した際には、入居者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

- | | | |
|-----------------|----|--------|
| (1) 食事の提供に要する費用 | 1日 | 1,600円 |
| (2) 居住に要する費用 | 1日 | 2,066円 |

(3)嗜好品代	1日	150円
(4)預り金、貴重品管理サービス料	1日	80円
(5)家電製品持込み料	1日	1台 80円
(6)買物・運転代行料(ガソリン代)		実費
(7)インフルエンザ予防接種に係る費用		実費
(8)入所者希望による外食行事等参加費		実費
(9)入所者の希望によって提供する個別レクリエーション材料費		実費
(10)理美容代		実費
(11)施設サービスの提供に当たり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者が負担することが適当と認められるもの		

3 第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ入居者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入居者又はその家族に対して、文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 入居者は、次の各号に定める事項について留意しなければならない。

- (1)入居者は、施設内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2)入居者は、施設に危険物を持ち込んではならない。
- (3)入居者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4)入居者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外泊(出)届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5)入居者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6)入居者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入居者の心身の状況等により、入居者又はその家族からの申出により、管理者が責任をもって管理することができる。

2 前項第6号の規定により、管理者が、入居者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

(緊急時等における対応)

第10条 施設は、地域密着型施設サービスの提供中に入居者の体調や容体の急変、他の緊急事態等が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ施設において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、地域消防署等関係諸機関と協議を行い、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等入居者の安全に對して万全を期するものとする。
- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、入居者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業者は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的に開催する。
 - (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市及び保健所の指示を求めるなどにより、まん延の防止に万全を期する。
 - (5) 職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によって入居者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入居者及び職員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図る。

(秘密の保持)

第14条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入居者との契約終了後も同様

とする。

- 2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に入居者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(苦情への対応等)

第15条 事業者は、地域密着型施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族に文書により説明するものとする。

- 2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
- 3 事業者は、入居者又は家族からの苦情に対して市及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(地域との連携等)

第16条 事業者は、提供する地域密着型施設サービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の構成員は、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は施設が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等とし、おおむね2月に1回以上開催するものとする。
- 3 事業者は、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。またその内容について記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、地域密着型施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針の策定
 - (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及び分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的開催
- 2 事業者は、事故が発生した場合には、速やかに市及び入居者の家族等に連絡

を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 4 事業者は、地域密着型施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業者は、サービス提供に当たり、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(職員の研修)

第19条 事業者は職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に地域密着型施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備し次のとおり研修を実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第20条 事業者は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 市への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等に関する記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録
- 2 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、交付の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

社会福祉法人秋葉福祉会指定（介護予防） 短期入所生活介護こうめの里運営規程

平成21年 7月24日制定	平成21年12月 4日改正	平成24年12月14日改正
平成26年 3月20日改正	平成27年 3月23日改正	平成29年 3月24日改正
令和 元年 8月22日改正	令和 元年11月28日改正	令和 3年 3月18日改正
令和 3年11月11日改正	令和 4年 8月30日改正	令和 5年 3月16日改正
	令和 6年 5月29日改正	令和 6年12月 4日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人秋葉福祉会（以下「事業者」という。）が開設する、特別養護老人ホームこうめの里（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者的心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者的心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第88号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格

を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うこととしたサービス提供に努める。
- 4 前項のほか「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第92号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームこうめの里
- (2) 所在地 新潟県新潟市秋葉区小屋場335番地1

（利用定員、ユニットの数及びユニットごとの利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は10人とし、ユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 1ユニット
- (2) ユニットごとの利用定員 1ユニット当たり10人

- 2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入居定員の範囲内において、入院等をした入居者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人
職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 看護職員 1人以上

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 4人以上

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 栄養士 1人以上

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を配置するものとする。

3 空床型については、第1項の定めにかかわらず特別養護老人ホームに勤務する職員の配置によるものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

(2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。

(4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、

常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第10条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提

供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。ただし、食費、滞在費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

(1) 食事の提供に要する費用	朝食 400円、昼食 640円、夕食 560円
(2) 滞在に要する費用	ユニット型個室 1日 2,066円
(3) 嗜好品代	1日 150円
(4) 預り金、貴重品管理サービス料	1日 80円
(5) 家電製品持込み料	1日 1台 80円
(6) 買物・運転代行料（ガソリン代）	実費
(7) 理美容代	実費
(8) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活に必要な身の回り品及び教養娯楽に係る費用	実費
(9) キャンセル料	1回 670円

利用予定日の前日までに連絡がなく、利用中止となった場合に徴収する。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は、徴収しない。

- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は、新潟市全域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- (3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

- 2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

（緊急時等における対応）

第13条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を実施適切に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第18条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第19条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(地域との連携)

第20条 事業者は、事業所の運営に当たって、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力をを行い、地域との交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第21条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第22条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護画及び介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録

（6）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 2 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人秋葉福祉会指定介護予防短期入所生活介護こうめの里運営規程（平成21年7月24日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第10条第2項第2号の改正規程については、平成6年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。